

第59回 定時株主総会

招集ご通知

日 時 2021年3月30日（火曜日）午前10時

場 所 東京都目黒区下目黒1丁目8番1号
ホテル雅叙園東京 2階 華うたげの間
(後記「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

議 案 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面またはインターネット等による事前の議決権行使を強くご推奨申し上げます。

なお、当日は感染拡大のリスクを低減するため、例年よりも短時間の開催とし、お飲み物の提供、お土産の配布は取りやめさせていただきます。

何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

目 次

第59回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
(添付書類)	
事業報告	13
連結計算書類	37
計算書類	41
監査報告書	45

株 主 各 位

東京都港区赤坂8丁目5番30号
株式会社 **ルックホールディングス**
取締役社長 多 田 和 洋

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会につきましては、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面またはインターネット等による事前の議決権行使を強くご推奨申しあげます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、2021年3月29日(月曜日)午後5時までに議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

敬 具

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

- ◎会場入口付近で、株主様のためのアルコール消毒液をご用意いたします。感染防止のため、ご来場の株主様はマスクの着用をお願い申しあげます。また、会場入口において、検温を実施させていただき、そこで発熱（37.5度を目安）が認められた方、体調不良と見受けられる方には、ご入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承くださいようお願い申しあげます。
- ◎株主様の控室およびお飲み物の提供、お土産の配布は取りやめさせていただきます。
- ◎株主総会の議長、役員ならびに運営スタッフは、検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で応対をさせていただきます。
- ◎会場内での滞在時間の短縮を図るため、議事は会議の目的事項を達するために必要な報告、説明のみを短時間で行う予定にしています。ご報告およびご説明すべき事項の多くは、本招集ご通知等に記載しておりますので、ご出席の際はあらかじめご高覧いただきますようお願い申しあげます。また、質疑応答におきましても、株主様からのご質問数をお一人につき1問までとさせていただきます。
- ◎新型コロナウイルス感染症の影響により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は当社ウェブサイト（<https://www.look-holdings.jp/irinfo/>）にてお知らせいたします。

記

1. 日 時 2021年3月30日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都目黒区下目黒1丁目8番1号
ホテル雅叙園東京 2階 華うたげの間

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第59期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第59期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

4. 議決権の行使に関する事項

（議決権を複数回行使された場合のお取扱い）

- （1）書面による議決権の行使とインターネット等による議決権の行使とにより重複して議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効といたしますが、同一の日に到着した場合は、インターネット等による議決権の行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- （2）インターネット等による議決権の行使が複数回行われた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.look-holdings.jp/irinfo/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には掲載しておりません。なお、上記当社ウェブサイトに掲載する添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して、事業報告、連結計算書類および計算書類の一部として合わせて監査を受けております。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.look-holdings.jp/irinfo/>）に掲載させていただきます。

議決権の行使についてのご案内

■ 事前に議決権を行使いただく場合



インターネット等による議決権行使

次頁のインターネット等による議決権行使のご案内をご確認のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2021年3月29日（月曜日）午後5時まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。

行使期限 2021年3月29日（月曜日）午後5時必着

■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2021年3月30日（火曜日）午前10時

❗ ご注意事項

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。



インターネット等による議決権行使のご案内

議決権行使コード・パスワード入力によるご行使

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

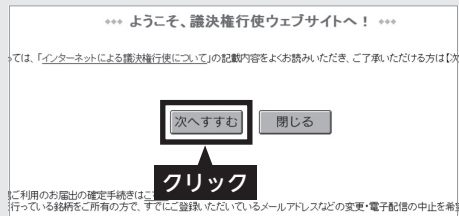


インターネットによる議決権行使は、当社の指定する上記の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権
行使期限

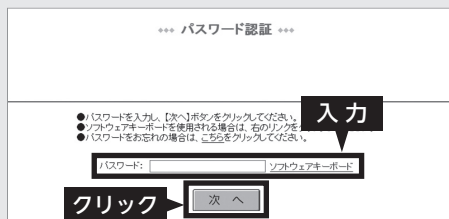
2021年3月29日（月曜日）
午後5時まで

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



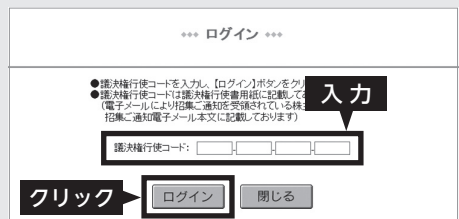
「次へすすむ」をクリック

3. パスワードの入力



「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

2. ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトのご利用に関するお問い合わせ
三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート（専用ダイヤル）
 0120-652-031
(受付時間 9:00～21:00)

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、財務体質の強化、積極的な事業展開に備える内部留保の充実を図りつつ、収益状況を勘案しながら利益配分を行うことを配当政策の基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記の基本方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金30円
総額230,818,080円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年3月31日

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役5名全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	
1	た だ かず ひろ 多 田 和 洋	代表取締役社長	再任
2	し ぶ や はる お 湊 谷 治 男	常務取締役	再任
3	さい とう まさ あき 斉 藤 正 明	取締役上席執行役員 経理担当	再任
4	ふく ち かず ひこ 福 地 和 彦	取締役	再任 社外 独立
5	いの う え かず のり 井 上 和 則	取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
1	再任 た だ かず ひろ 多 田 和 洋 (1965年1月2日生)	1988年 3 月 当社入社 2013年 3 月 当社取締役執行役員ブティック事業部長 2013年 3 月 株式会社アイディールック理事（現任） 2015年 3 月 当社代表取締役社長（現任） 2017年 2 月 株式会社ルック分割準備会社(現 株式会社ルック)代表取締役社長 2019年 3 月 ルック(H.K.)Ltd.董事（現任） 2019年 7 月 Bisonte Italia Holding S.r.l.代表取締役（現任） 2019年 7 月 Il Bisonte S.p.A.取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社アイディールック理事 ルック(H.K.)Ltd.董事 Bisonte Italia Holding S.r.l.代表取締役 Il Bisonte S.p.A.取締役	50,460株
【取締役候補者とした理由】 多田和洋氏は、2015年より当社代表取締役社長として、既存事業の収益向上や新規事業開発など当社グループが成長していくための取り組みを推進し、企業価値向上に貢献してまいりました。当社グループの重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、今後も当社グループの持続的な成長と更なる企業価値向上に資するものと判断し、引き続き取締役候補者としたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
2	再任 し ぶ や は る お 澁 谷 治 男 (1964年12月18日生)	1987年 3 月 当社入社 2018年 1 月 株式会社ルック常務取締役事業本部長 2019年 1 月 同社代表取締役社長兼事業本部長（現任） 2019年 3 月 当社取締役 2020年 1 月 当社常務取締役（現任） 2020年 1 月 株式会社ファッショナブルフーズ・インターナショナル代表取締役社長（現任） 2020年 3 月 洛格（上海）商貿有限公司董事（現任） 2020年 3 月 株式会社アイディールック理事（現任） 2020年 3 月 Il Bisonte S.p.A.取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ルック代表取締役社長兼事業本部長 株式会社ファッショナブルフーズ・インターナショナル代表取締役社長 洛格（上海）商貿有限公司董事 株式会社アイディールック理事 Il Bisonte S.p.A.取締役	16,353株
【取締役候補者とした理由】 澁谷治男氏は、営業部門の要職を歴任し、2018年 1 月より株式会社ルック常務取締役事業本部長、2019年 1 月より同社代表取締役社長兼事業本部長として豊富な経験と実績を有しております。この豊富な経験と実績を当社グループ経営全般に活かし、持続的な成長と更なる企業価値向上に資するものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
3	再任 さいとうまさあき 齊藤正明 (1969年4月3日生)	1992年 3 月 当社入社 2017年 3 月 当社取締役執行役員経営企画室長兼販売人 事部長 2018年 1 月 株式会社ルック取締役（現任） 2018年 1 月 A.P.C.Japan株式会社取締役（現任） 2018年 3 月 株式会社アイディールック理事（現任） 2019年 3 月 ルック(H.K.)Ltd.董事長（現任） 2019年 3 月 洛格（上海）商貿有限公司董事（現任） 2019年 7 月 Il Bisonte S.p.A.代表取締役（現任） 2020年 1 月 当社取締役上席執行役員経理担当（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ルック取締役 A.P.C.Japan株式会社取締役 株式会社アイディールック理事 ルック(H.K.)Ltd.董事長 洛格（上海）商貿有限公司董事 Il Bisonte S.p.A.代表取締役	11,446株
【取締役候補者とした理由】 齊藤正明氏は、営業部門および経営企画部門に従事し、2017年より取締役経営企画室長として、当社グループの経営戦略の策定や当社グループ会社の要職を兼務するなど、豊富な経験と実績を有しております。この経験と実績を今後も当社グループの経営全般に活かし、持続的な成長と更なる企業価値向上に資するものと判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	再任 社外 独立 ふく ち かず ひこ 福 地 和 彦 (1954年1月6日生)	1976年4月 三井物産株式会社入社 2003年1月 同社物資本部資材部長 2005年4月 米国三井物産株式会社ニューヨーク支店 Senior Vice President, Consumer Service Business Dept 2009年4月 三井物産株式会社執行役員コンシューマーサービス事業本部長 2011年4月 同社執行役員九州支社長 2013年7月 株式会社コーチ・エィ顧問 2014年3月 当社取締役（現任）	0株
【社外取締役候補者とした理由】 福地和彦氏は、総合商社における豊富な国際経験と幅広い知識・見識を有しており、当社の社外取締役として、これらを当社の経営全般に活かし、また当社の取締役会の意思決定の妥当性・適正性を高めるための助言・提言をいただいております。引き続きこれらの知識・見識を当社の経営全般に活かすとともに、助言・提言をいただけることが期待できることから引き続き社外取締役候補者としたしました。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
5	再任 社外 独立 いの うえ かず のり 井 上 和 則 (1958年12月27日生)	1983年 4 月 伊藤萬株式会社(現 日鉄物産株式会社)入 社 2005年 2 月 東京ブラウス株式会社代表取締役 2005年 6 月 堀田産業株式会社 (現 堀田丸正株式会社) 社外取締役 2006年 8 月 アルプス・カワムラ株式会社代表取締役 2007年 7 月 株式会社TKコンサルティング (現 株式会 社リーダーズ) 代表取締役 (現任) 2011年11月 株式会社伊達屋取締役 (現任) 2012年 4 月 文化学園文化ファッション大学院大学教授 (現任) 2018年 3 月 当社取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社リーダーズ代表取締役 株式会社伊達屋取締役 文化学園文化ファッション大学院大学教授	0 株
【社外取締役候補者とした理由】 井上和則氏は、繊維・アパレルファッションビジネスに長年従事し、幅広い知識・見識を有しており、当社の社外取締役として、これらを当社の経営全般に活かし、また当社の取締役会の意思決定の妥当性・適正性を高めるための助言・提言をいただいております。引き続きこれらの知識・見識を当社の経営全般に活かすとともに、助言・提言をいただけることが期待できることから引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者福地和彦および井上和則の両氏は、社外取締役候補者であり、当社は両氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として同取引所に対する届出を行っており、両氏が取締役役に再任され就任した場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 取締役候補者福地和彦および井上和則の両氏は、当社と会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める最低責任限度額とする契約を締結しております。また、両氏が取締役に再任され就任した場合には、当社は両氏との前記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 所有する当社株式の数には、役員持株会名義分を含んでおります。
5. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中の次回更新時に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役佐藤正男氏が、本株主総会終結の時をもって辞任されますので監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

また、選任された監査役の任期は、当社定款第31条第2項の規定により退任した監査役の任期の満了する時までとなります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
新任 宇 野 博 文 (1963年11月1日生)	1987年 3月 当社入社 2014年 1月 A.P.C.Japan株式会社事業部長 2017年 1月 同社執行役員事業部長 2018年 1月 株式会社ルック執行役員事業本部第1事業部長 2019年 1月 同社取締役執行役員事業本部第1事業部長 2019年 7月 同社取締役執行役員事業本部ブティック事業部長 2021年 1月 同社取締役執行役員事業本部部付部長（現任）	8,127株
【監査役候補者とした理由】 宇野澤博文氏は、当社グループ会社の営業部門での長年にわたる業務を通して、事業全般における豊富な経験と実績を有しております。この豊富な経験と実績を活かし、監査役として職務を適切に遂行していただけることが期待できることから監査役候補者といいたしました。		

- (注) 1. 監査役候補者宇野澤博文氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者宇野澤博文氏が監査役に選任され就任した場合には、当社と同氏との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める最低責任限度額とする契約を締結する予定であります。
3. 監査役候補者は、株式会社ルック取締役執行役員事業本部部付部長の地位を本株主総会開催日までに退任予定であります。
4. 当社は監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中の次回更新時に当該保険契約を更新する予定であります。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2020年1月1日から2020年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、経済環境は大幅に悪化しました。5月の緊急事態宣言解除後は、経済活動が段階的に引き上げられ徐々に回復の動きがみられたものの、国内外で感染が再拡大するなど、先行きの不透明感が強まりました。

当アパレル・ファッション業界におきましても、店舗の臨時休業や営業時間の短縮、インバウンド需要の激減、外出自粛によるお客さまの来店減少等が影響し、極めて厳しい状況となりました。

このような状況の中、当社グループは、経営環境の変化に対応すべく、E C事業の強化を推し進め、消費者の購買行動の変化に柔軟に対応してまいりました。一方、仕入の抑制や経費の削減などの施策にも取り組み、徹底した効率経営を推し進めてまいりました。

その結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は370億1千4百万円（前年同期比15.7%減）、営業利益は6億3千6百万円（前年同期比61.7%減）、経常利益は8億4千8百万円（前年同期比52.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は4億3千1百万円（前年同期比78.6%減）となりました。

セグメント別の業績の概況は次のとおりであります。

(アパレル関連事業)

「日本」につきましては、E C事業において、3月よりE Cの物流機能の内製化を開始し、店舗とE Cとの在庫連携機能を強化いたしました。また、緊急事態宣言による店舗の休業期間中においてはE Cへ商材を集約するなどの施策を実行してまいりました。さらには、スマートフォンアプリやSNS導入ブランドを順次拡大するなど、お客さまの利便性の向上に取り組んだ結果、E C事業の売上高は前年同期より大幅に増加いたしました。店舗においては、主力ブランドの「イル ビゾンテ」「A.P.C.」の新規出店を推し進め、「イル ビゾンテ」は、コロナ禍においても売上高が前年同期を上回りました。その結果、売上高は200億8千6百万円（前年同期比20.4%減）、営業利益は4億5千7百万円（前年同期比57.4%

減)となりました。

「韓国」につきましては、株式会社アイディールックにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響により店舗での販売は非常に厳しい状況が続きました。一方、デジタルマーケティング(ライブ配信・インスタグラム等)を強化した結果、EC事業の売上高が増加いたしました。さらには、新規事業において、インポートブランド「エッセンシャル」及び「イレブンティ」の販売を開始いたしました。株式会社アイディージョイにおいては、マーケット環境の変化などにより、店舗での売上高が減少いたしました。その結果、売上高は150億3千万円(前年同期比10.3%減)、営業利益は6億9千7百万円(前年同期比36.1%減)となりました。

「欧州」につきましては、イタリアやフランスで新型コロナウイルス感染症拡大にともなう移動制限や外出制限が影響し、直営店舗の売上高は非常に厳しい状況となりました。一方、主力である卸売事業は堅調に推移いたしました。その結果、売上高は31億8千8百万円(前年同期比45.8%増)、営業利益は4億2千8百万円(前年同期比71.7%増)となりました。なお、「欧州」については、前第3四半期連結会計期間より新たにセグメントとして追加しているため、前年同期は6か月間の実績であります。

「その他海外」(香港・中国・米国)につきましては、ルック(H.K.) Ltd.(香港)において、新型コロナウイルス感染症拡大にともなう行動制限の条例発令により、店舗での売上高が減少いたしました。洛格(上海)商貿有限公司においては、既存事業のEC売上高が、SNSでのライブ配信などの効果もあり好調に推移し、売上高が増加いたしました。米国においては、欧州同様に新型コロナウイルス感染症の影響により、直営店舗が長期休業を実施し、売上高は非常に厳しい状況となりました。その結果、売上高は3億9千4百万円(前年同期比3.1%減)、営業損失は1億2千7百万円(前年同期は4千5百万円の営業損失)となりました。

これらの結果、アパレル関連事業の売上高は387億円(前年同期比13.2%減)、営業利益は14億5千5百万円(前年同期比38.6%減)となりました。

(生産及びOEM事業)

「生産及びOEM事業」につきましては、株式会社ルックモードにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響により、株式会社ルックが展開するオリジナルブランドの生産調整により受注が減少し、売上高が減少いたしました。その結果、売上高は24億4千万円(前年同期比13.8%減)、営業損失は6千5百万円(前年同期は3千万円の営業利益)となりました。

(物流事業)

「物流事業」につきましては、株式会社エル・ロジスティクスにおいて、E Cの物流機能の内製化により売上高が増加しました。その結果、売上高は11億9千7百万円（前年同期比14.0%増）、営業利益は4千3百万円（前年同期比249.6%増）となりました。

(飲食事業)

「飲食事業」につきましては、株式会社ファッショナブルフーズ・インターナショナルが展開する「ジェラテリア マルゲラ」において、新型コロナウイルス感染症の影響により宅配サービスの売上高は伸長しているものの、店舗の時短営業や臨時休業の実施が影響し、売上高が減少いたしました。その結果、売上高は4千4百万円（前年同期比25.2%減）、営業損失は3千万円（前年同期は2千4百万円の営業損失）となりました。

当連結会計年度のセグメント別売上高の状況

セグメントの名称	第 58 期 (2019年)		第 59 期 (2020年)		前年同期比増減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
日 本	25,228	52.0	20,086	47.4	△5,141	△20.4
韓 国	16,762	34.5	15,030	35.5	△1,731	△10.3
欧 州	2,186	4.5	3,188	7.5	1,001	45.8
そ の 他 海 外	407	0.8	394	0.9	△12	△3.1
アパレル関連事業計	44,585	91.8	38,700	91.3	△5,884	△13.2
生産及びOEM事業	2,832	5.9	2,440	5.8	△392	△13.8
物 流 事 業	1,050	2.2	1,197	2.8	146	14.0
飲 食 事 業	59	0.1	44	0.1	△14	△25.2
報告セグメント計	48,527	100.0	42,383	100.0	△6,144	△12.7
調 整 額	△4,617	－	△5,368	－	△750	－
合 計	43,909	－	37,014	－	△6,895	△15.7

(注)「調整額」は、セグメント間の取引消去および各セグメントに配分していない全社費用であります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資額は総額19億6千9百万円であり、その主なものは、倉庫施設の増設・移設および店舗の新設・改装によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、借入期間の長期化による資金調達の安定化を目的に80億円の借り換えの他、当社グループの運転資金および設備投資資金として金融機関より借入金26億9千万円を調達しております。

(4) 対処すべき課題

2021年度のわが国経済の見通しにつきましては、新型コロナウイルスのワクチンの普及が進むにつれて、緩やかながら回復基調に向かうことが期待されますが、国内外において収束時期が現時点では見通せないことから、先行き不透明な状況が続くと予想されます。

新型コロナウイルス感染症は、当アパレル・ファッション業界においても生活様式や消費者の価値観に変化をもたらし、今後、消費者ニーズの多様化がさらに進むことが考えられます。

これらの環境の変化に対応するため、当社グループは、景気の変動に左右されないブランド価値を確立し、さらなる売上の拡大を図ってまいります。併せて、厳しい経営環境においても持続的に利益を創出できる収益性が高いブランド事業に経営資源を効果的に投資してまいります。

これらを実行し、当社グループの業績を成長軌道へ戻していくことが重要と考えております。

2021年12月期の連結業績につきましては、連結売上高400億円（前年同期比8.1%増）連結営業利益11億円（前年同期比72.8%増）、連結経常利益12億円（前年同期比41.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益9億円（前年同期比108.3%増）を見込んでおります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

項 目	期 別	第 56 期 (2017年)	第 57 期 (2018年)	第 58 期 (2019年)	第 59 期 (2020年)
売 上 高 (百万円)		43,040	44,015	43,909	37,014
経 常 利 益 (百万円)		1,747	1,821	1,784	848
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)		1,536	2,166	2,022	431
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)		201.29	283.34	263.75	56.19
総 資 産 (百万円)		31,364	33,098	47,214	46,722
純 資 産 (百万円)		22,122	23,235	24,230	24,240
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)		2,852.09	2,987.59	3,143.19	3,137.67
自 己 資 本 比 率 (%)		69.4	69.1	51.1	51.7

(注) 1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第58期の期首から適用しており、第57期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2. 第59期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第58期に係る主要な経営指標等については、暫定的な会計処理の確定後の指標等となっております。

② 当社の財産および損益の状況

項 目	期 別	第 56 期 (2017年)	第 57 期 (2018年)	第 58 期 (2019年)	第 59 期 (2020年)
売 上 高 及 び 営 業 収 益 (百万円)		19,932	1,637	1,942	1,941
経常利益及び経常損失(△) (百万円)		1,207	△109	485	378
当 期 純 利 益 (百万円)		733	997	2,036	476
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)		96.11	130.39	265.54	62.01
総 資 産 (百万円)		17,032	15,422	26,384	25,580
純 資 産 (百万円)		12,758	13,335	15,122	14,778
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)		1,671.34	1,741.96	1,969.26	1,920.74
自 己 資 本 比 率 (%)		74.9	86.5	57.3	57.8

(注) 1. 当社は、2018年7月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより第56期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。

2. 当社は、2018年1月1日付で持株会社体制に移行し、当社を分割会社とする吸収分割により、婦人服等の企画・販売に関する事業を株式会社ルックに承継いたしました。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主要な事業内容
株 式 会 社 ル ッ ク	5千万円	100.0%	婦人服等の輸入及び企画・販売
A. P. C. J a p a n株式会社	1千万円	100.0%	紳士・婦人服等の輸入及び企画・製造・販売
株 式 会 社 ル ッ ク モ ー ド	5千万円	100.0%	婦 人 服 等 の 生 産 及 び O E M
株式会社エル・ロジスティクス	3千万円	100.0%	製品・商品の物流・保管・検査
株式会社ファッショナブルフーズ・インターナショナル	3百万円	100.0%	ジェラート製品等の製造・販売
株式会社アイディールック	9億8千万ウォン	99.0%	婦人服等の企画・製造・販売及び輸出入
株式会社アイディージョイ	20億ウォン	99.0% (99.0%)	婦 人 服 等 の 販 売
ル ッ ク (H . K .) L t d .	632千香港ドル	100.0%	婦 人 服 等 の 輸 出 入 ・ 販 売
洛 格 (上 海) 商 貿 有 限 公 司	23,388千人民元	99.5% (46.6%)	婦 人 服 等 の 輸 入 及 び 販 売
Bisonte Italia Holding S.r.l.	50千ユーロ	100.0%	Il Bisonte S.p.A.の純粋持株会社
I l B i s o n t e S . p . A .	147千ユーロ	100.0% (100.0%)	イル ビゾンテ 商品の企画・生産・販売

- (注) 1. 株式会社レッセ・パッセは、2020年4月1日付をもって株式会社ルックを吸収合併存続会社とする吸収合併により消滅したため、重要な子会社から除外しております。
2. 「当社の議決権比率」欄の（ ）内は、間接所有割合であり、内数で記載しております。

(7) 企業集団の主要な事業セグメント (2020年12月31日現在)

当社グループは、アパレル関連事業（婦人服等の輸入及び企画・製造・販売）を主な事業内容とし、さらに生産及びOEM事業、物流事業、飲食事業を行っております。

アパレル関連事業については、日本、韓国、欧州、その他海外（香港・中国・米国）の地域で事業活動を展開しております。

(8) 企業集団の主要拠点等 (2020年12月31日現在)

区 分	会 社 名	名 称	所 在 地
当 社	株式会社ルックホールディングス	本 社	東京都 港区
子会社	株 式 会 社 ル ッ ク	本 社	東京都 港区
		支 店	大阪府 大阪市
	A. P. C. J a p a n 株式会社	本 社	東京都 港区
	株 式 会 社 ル ッ ク モ ー ド	本 社	東京都 港区
	株 式 会 社 エ ル ・ ロ ジ ス テ ィ ク ス	本 社	千葉県 船橋市
	株式会社ファッショナブルフーズ・インターナショナル	本 社	東京都 港区
	株 式 会 社 ア イ デ ィ ー ル ッ ク	本 社	韓国 ソウル市
	株 式 会 社 ア イ デ ィ ー ジ ョ イ	本 社	韓国 ソウル市
	ル ッ ク (H. K.) L t d.	本 社	香港 九龍
	洛 格 (上 海) 商 貿 有 限 公 司	本 社	中国 上海市
	Bisonte Italia Holding S.r.l.	本 社	イタリア フィレンツェ
	I l B i s o n t e S. p. A.	本 社	イタリア フィレンツェ

(9) 企業集団の従業員の状況（2020年12月31日現在）

区 分	従 業 員 数 (前期末比増減)	
アパレル関連事業	名	
日本	699	(86名減)
韓国	361	(48名減)
欧州	113	(17名減)
その他海外	21	(2名減)
アパレル関連事業計	1,194	(153名減)
生産及びOEM事業	40	(10名減)
物流事業	98	(25名増)
飲食事業	3	(－)
全社（共通）	80	(1名減)
合 計	1,415	(139名減)

- (注) 1. 上記常用従業員以外に臨時従業員を、年間平均421名雇用しております。
2. 「全社（共通）」として記載している従業員数は、持株会社である当社の従業員数です。(当社からの出向者を除き、受入出向者を含みます。)

(10) 主要な借入先の状況（2020年12月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	6,455 百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	3,562

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 24,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 7,704,613株（自己株式10,677株を含む）
- (3) 株主数 6,193名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数 千株	持株比率
八木通商株式会社	1,239	16.11
フリージア・マクロス株式会社	368	4.79
美津濃株式会社	345	4.49
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	224	2.92
住友生命保険相互会社	154	2.00
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	149	1.95
ルックホールディングス従業員持株会	135	1.76
株式会社三越伊勢丹	134	1.75
株式会社三井住友銀行	130	1.70
ダイアモンドヘッド株式会社	124	1.61

（注）持株比率は、自己株式（10,677株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2020年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取 締 役 社 長 (代 表 取 締 役)	多 田 和 洋	株式会社アイディールック理事 ルック(H.K.)Ltd.董事 Bisonte Italia Holding S.r.l.代表取締役 Il Bisonte S.p.A.取締役
常 務 取 締 役	澁 谷 治 男	株式会社ルック代表取締役社長兼事業本部長 株式会社ファッショナブルフーズ・インターナショナル代表取締役社長 洛格（上海）商貿有限公司董事 株式会社アイディールック理事 Il Bisonte S.p.A.取締役
取 締 役	斉 藤 正 明	上席執行役員経理担当 株式会社ルック取締役 A.P.C.Japan株式会社取締役 株式会社アイディールック理事 ルック(H.K.)Ltd.董事長 洛格（上海）商貿有限公司董事 Il Bisonte S.p.A.代表取締役
取 締 役	福 地 和 彦	
取 締 役	井 上 和 則	株式会社リーダーズ代表取締役 株式会社伊達屋取締役 文化学園文化ファッション大学院大学教授
*常 勤 監 査 役	高 山 英 二	株式会社ルック監査役 A.P.C.Japan株式会社監査役 株式会社アイディールック監事 株式会社アイディージョイ監事 洛格（上海）商貿有限公司監事
常 勤 監 査 役	佐 藤 正 男	株式会社ルックモード監査役 株式会社エル・ロジスティクス監査役 株式会社ファッショナブルフーズ・インターナショナル監査役
監 査 役	山 崎 暢 久	株式会社旅工房監査役
*監 査 役	服 部 滋 多	服部総合法律事務所

- (注) 1. *印の監査役は2020年3月27日開催の第58回定時株主総会において新たに選任され同日就任いたしました。
2. 常務取締役澁谷治男氏の重要な兼職の状況ですが、2020年3月25日付で洛格（上海）商貿有限公司董事、2020年3月26日付で株式会社アイディールック理事、2020年3月30日付でIl Bisonte S.p.A.取締役に就任いたしました。

3. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

常務取締役	高山英二	2020年3月27日 任期満了
-------	------	-----------------

4. 当事業年度中に退任した監査役は次のとおりであります。

常勤監査役	永瀬雅俊	2020年3月27日 辞任
監査役	杉田徹	2020年3月27日 辞任

5. 取締役 福地和彦および同 井上和則の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

6. 監査役 山崎暢久および同 服部滋多の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

7. 取締役 福地和彦および同 井上和則、監査役 山崎暢久および同 服部滋多の4氏については、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として、同取引所に対する届出を行っております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役 福地和彦および同 井上和則、監査役 高山英二、同 佐藤正男、同 山崎暢久および同 服部滋多の6氏は、当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数
		基本報酬	賞与	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	99	83	—	15	4名
監査役 (社外監査役を除く)	31	31	—	—	3名
社外取締役	19	19	—	—	2名
社外監査役	16	16	—	—	3名

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含めておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2018年3月29日開催の第56回定時株主総会において、年額2億4千万円以内（うち社外取締役分は年額3千万円以内）と決議いただいております。また、この報酬限度額とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式を交付するために支給する報酬（金銭債権）の総額については、2018年3月29日開催の第56回定時株主総会において、年額6千万円以内と決議いただいております。
3. 取締役の報酬等の総額には、2020年3月27日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって退任した1名を含んでおります。またその在任中に支給した報酬等の額は9百万円であります。
4. 監査役の報酬等の総額には、2020年3月27日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって退任した1名を含んでおります。またその在任中に支給した報酬等の額は3百万円であります。
5. 社外監査役の報酬等の総額には、2020年3月27日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって退任した1名を含んでおります。またその在任中に支給した報酬等の額は2百万円であります。
6. 取締役（社外取締役を除く。）の譲渡制限付株式報酬の総額は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額であります。
7. 監査役の報酬限度額は、1991年3月30日開催の第29回定時株主総会において、月額6百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 先
取締役	福 地 和 彦	
取締役	井 上 和 則	株式会社リーダーズ代表取締役 株式会社伊達屋取締役 文化学園文化ファッション大学院大学教授
監査役	山 崎 暢 久	株式会社旅工房監査役
監査役	服 部 滋 多	服部総合法律事務所

(注) 上記の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

② 主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	福 地 和 彦	当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席し、主に総合商社勤務における経験から、必要な発言を適宜行っております。
取締役	井 上 和 則	当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席し、主に衣料小売業経営者における経験から、必要な発言を適宜行っております。
監査役	山 崎 暢 久	当事業年度に開催された取締役会13回および監査役会14回すべてに出席し、主に製薬会社の管理部門にて職務に従事していた経験から、必要な発言を適宜行っております。
監査役	服 部 滋 多	2020年3月27日の就任以降に開催された取締役会10回および監査役会10回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
① 当事業年度に係る報酬等の額	42百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 連結子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社のうち、株式会社アイディールック、ルック(H.K.)Ltd.、洛格（上海）商貿有限公司、Bisonte Italia Holding S.r.l.およびIl Bisonte S.p.A.は、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人に重大な法令違反、監査品質の著しい低下等、適正な監査の遂行が困難と認められる場合、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められた場合には、監査役会は監査役の全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備について、以下のとおり取締役会において決議しております。

- ①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ・取締役会は、企業統治の更なる強化を図るため、実効性のある内部統制システムの構築と、法令遵守の体制の確立に努めております。

- ・代表取締役直轄の内部監査室を設置し、内部監査規程を定め、当社グループの各部署について法令・定款および社内規程の遵守状況を監査し、その改善に努めております。
 - ・取締役を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、当社グループ全体のコンプライアンス体制の推進を図っております。
 - ・コンプライアンスマニュアルを制定し、当社グループ役員および従業員が法令、社内規則および社会通念を遵守した行動をとるよう推進しております。
 - ・当社グループ横断的なホットライン（内部通報制度）を整備し、社内外に通報窓口を設け、情報の確保に努めます。報告、通報を受けたコンプライアンス委員会は、その内容を調査し担当部門と協議の上、全社的に再発防止策を実施いたします。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ・取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録しております。
 - ・その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理し、常時閲覧可能な状態を維持しております。
- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・危機管理の管理体制として、危機管理規程を定め当社グループの個々のリスクに対し管理責任者を決定し、同規程に則った管理体制を構築しております。
 - ・リスクを未然に防ぐため、代表取締役より任命された取締役を委員長とする危機管理委員会を設置し、適宜開催し情報収集を行い、リスク発生のおそれのある事項については対応策の策定に努めております。
 - ・不測の事態が発生した場合は、危機管理規程に基づき取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、損害および被害の拡大を最小限に止めるとともに、再発防止に努めます。
- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会は、月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催しております。また、取締役（社外取締役を除く）で構成される経営会議では、当社グループの重要な事業戦略、方針について協議決定を行っております。
 - ・取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程において、それぞれの責任者および責任、執行手続の詳細を定めております。
- ⑤当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社の役職員が子会社の取締役もしくは監査役として就任し、子会社における業務の適正を監視し、当社の取締役会に報告できる体制としています。
 - ・グループ会社間で定期的に情報交換を行い、コンプライアンス上の課題、問題の把握に努めてまいります。
 - ・内部監査室は、適時グループ会社の業務遂行等の監査を実施いたします。

- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができるものとします。
- ⑦前号の使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
- ・ 指名された使用人は、その指示に関して取締役の指揮命令は受けないものとし、監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をする権限を有するものとします。
 - ・ 監査役を補助すべき使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分は、監査役会の事前の同意を得るものとします。
- ⑧取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・ 監査役はいつでも必要に応じて、当社グループの取締役および使用人に対して報告を求めることができるものとします。
 - ・ 当社ならびに子会社の取締役および使用人は、法令・定款に違反する、またはその恐れがある行為、あるいは当社グループに重大な損害を与えうる事実を発見した場合は直ちに監査役に報告することとします。また、コンプライアンス委員会および危機管理委員会は、当社グループ内で受けた報告事項を監査役に報告することとします。
 - ・ 監査役への報告ならびに両委員会へ報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とします。
- ⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は重要な意思決定のプロセスや業務執行状況を把握するため、取締役会および当社グループの重要な会議に出席し、取締役および使用人に説明を求めることができるものとしております。
 - ・ 監査役は、会計監査人から会計監査内容について、内部監査室からは業務監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図っております。
 - ・ 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をした時は、当該監査役の職務の執行に必要なないと明らかに認められた場合を除き、当該費用または債務を処理します。
- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- ①取締役会は、社外取締役2名を含む取締役5名で構成され、社外監査役2名を含む監査役4名も出席し、職務執行の意思決定を監督しております。原則月1回、全13回開催され、経営会議については、必要に応じて適宜開催されました。

- ②監査役は、取締役会に加え当社グループの重要な会議に出席し、監査の実効性の向上を図っております。また、会計監査人・内部監査室から定期的に報告を受け、情報交換等の連携を図っております。
- ③行動規範としてのコンプライアンスマニュアルをグループ全従業員に配布し、コンプライアンス遵守の徹底を図るとともに、取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、ホットラインへの対応、コンプライアンスの向上に努めております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えます。

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模な株式の買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案についての判断は、最終的には当社株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、大規模な株式の買付行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するもの、対象会社の取締役会や株主が買付行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、「お客さま第一主義」の経営理念のもと、ファッションを通し顧客満足度を高めることを基本に、1962年の創業以来、主に婦人服の企画・生産・販売の一貫した営業活動により、新しいライフスタイルや価値の創造を通し、生活文化の向上に貢献するとともに、確かな実績で株主の皆様に応え、あわせて働く人達の豊かな生活の向上を目指すことを経営方針とし、「Spirit of “Challenge”」「Spirit of “Creativity”」「Spirit of “Craftsmanship”」の精神を軸にした経営を実践してまいりました。

当社は、中長期的な経営戦略として、お客様に一層近づけるようにするため、企画・生産・販売を一貫して行い、製造小売業を意識して、既存ブランドの充実、新ブランド・新事業の開発を図り、効率重視の姿勢を崩さず、安定した利益を確保できる体制作りを行ってまいりました。あわせて不測の事態に敏速に対応できる柔軟な体質を作り、厳しいグローバル競争に勝ち抜くことを経営の基本戦略としております。このような経営戦略のもと、企業と

して、ブランド力を確立し、競争力と収益力を高め、より良い経営風土作りと経営体制の強化を進めてまいりました。

当社の携わるファッションビジネスでは、時代の流れや心の変化を瞬時に捉える、生活に豊かさを提案することのできる創造豊かな感性が必要となります。高感度な感性を大切にしながらも、ファッションをビジネスとして昇華し運営していくためには、優れた技術や能力と豊かな感性を持つ当社の従業員、関係会社、取引先および顧客等との間に築かれた関係についての十分な理解が不可欠となります。同時に、当社は、経営方針を実施するために法と企業倫理に従って、誠実で公正な事業活動を展開することが、企業の社会的責任であると認識しております。

当社株式の買付けを行う者がこれら当社の経営方針や事業特性、各ステークホルダーとの関係等といった当社の企業価値の源泉に対する十分な理解がなく、当社の企業価値または株主共同の利益が毀損されるおそれがある場合には、かかる特定の者は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考え、当社の企業価値または株主共同の利益の確保・向上のための相応な措置を講じることを基本方針といたします。

(2) 基本方針の実現に資する取り組みおよび不適切な支配の防止のための取り組み

当社は、消費者のニーズを的確に捉え、時代が求める上質で洗練された商品提案を心がけるとともに、安定的な収益確保のための効率的な商品運営を継続して進めてまいります。また、今後も市場に対して新たな提案となる新規ブランドの開発や育成に注力しながら経営資源の集約化を図ってまいります。

当社は、これらの企業理念と諸施策のもと、当社企業価値・株主共同の利益の最大化を追求してまいります。その一方で、上記のような当社企業価値・株主共同の利益を毀損する可能性のある大量買付等が行われる可能性も否定できないと考えております。そこで、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させることを目的として、2020年3月27日開催の当社第58回定時株主総会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新」（以下、更新後の「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を「本プラン」といいます。）議案のご承認をいただき、本プランの有効期間は、当該株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっております。

なお、本プランの概要は、次のとおりであります。

① 本プランの概要

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社株式の大量買付等を行い、または行おうとする者が遵守すべき手続を定め、本プランの内容を、株式会社東京証券取引所における適時開示、当社事業報告等の法定開示書類における開示、当

社ホームページ等への掲載等により周知させ、当社株式の大量買付等を行い、または行おうとする者が遵守すべき手続があること、およびそれらの者が当該手続に従わない場合や当該手続に従った場合であっても例外的に当該買付等により当社の企業価値および株主共同の利益が毀損されるものと判断される場合には当社が対抗措置を実施することがあり得ることを事前に警告することをもって、当社の買収防衛策といたします。

② 本プランの内容

(イ) 対象となる大規模買付等

本プランは以下のa. またはb. に該当する当社株券等の買付またはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が予め承認したものを除きます。当該行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とし、大規模買付等を行い、または行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

- a. 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け
- b. 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(ロ) 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等には、当社取締役会が友好的な買付等であると認めた場合を除き、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を日本語で記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

(ハ) 「本必要情報」の提供

「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等には、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報を提供していただきます。当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を国内連絡先に発送いたします。

当社取締役会は、「情報リスト」の発送後60日間（初日不算入）を、当社取締役会が買付者等に対して本必要情報の提供を要請し、買付者等が本必要情報の提供を行う期間（以下「情報提供期間」といいます。）として設定し、情報提供期間が満了した場合には、直ちに当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）を開始するものとします。ただし、買付者等から情報提供期間について合理的な理由に基づく延長要請があったものと当社取

締役会が認める場合には、当社取締役会は、情報提供期間を必要に応じて最長30日間（初日不算入）延長することができるものといたします。なお、当社取締役会は、買付者等より当初提供していただいた情報だけでは本必要情報として不足していると判断した場合、情報提供期間内に限り追加的に情報提供を求めることがあります。

他方、当社取締役会は、買付者等から提供された情報が本必要情報として十分であると判断する場合には、情報提供期間満了前であっても、本必要情報の提供が完了した旨の通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）を買付者等に対し行うとともに、適切と判断する時点でその旨を開示いたします。

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要および本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点でその全部または一部を開示いたします。

因みに、大規模買付等の内容および態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

- a. 買付者等およびそのグループの詳細
 - b. 大規模買付等の目的、方法および内容
 - c. 大規模買付等の対価の算定根拠
 - d. 大規模買付等に要する資金の裏付け
 - e. 買付者等が既に保有する当社の株券等に関する賃借契約等
 - f. 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無、その内容および当該第三者の概要
 - g. 大規模買付等の後、当社の株券等を更に取得する予定の有無、その理由および内容
 - h. 大規模買付等の後における当社および当社グループの経営方針等
 - i. 大規模買付等の後における当社の従業員、その他利害関係者の処遇等の方針
 - j. 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- (二) 取締役会による買付内容の検討、買付者等との交渉、代替案の提示等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後または情報提供期間が満了した後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、情報提供完了通知日または情報提供期間満了日から起算して以下のa. またはb. の期間（いずれも初日不算入）を、取締役会評価期間として設定します。

- a. 対価を現金（円貨）のみとし、当社全株式を対象とする公開買付けの場合には最長60日間
- b. その他の大規模買付等の場合には最長90日間

買付者等は、この取締役会評価期間の経過後（ただし、当社取締役会が、後記(へ)の対抗措置発動に関する株主意思確認のための株主総会を招集することを決議した場合においては、当該株主総会の終結後）においてのみ、大規模買付等を開始することができるものとします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて当社から独立した外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの評価・検討を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様にご公表いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様にご代替案を提示することもあります。

(ホ) 独立委員会による勧告

対抗措置の発動等にあたっては、当社取締役会の判断の客観性・合理性を担保するため、当社経営陣から独立した者のみで構成される独立委員会の勧告を受けます。独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、または結果として買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであり、かつ、対抗措置を発動することが相当と認められる場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告し、それ以外の場合には対抗措置の不発動を勧告します。

また、独立委員会は、当社取締役会が本プランに基づく対抗措置を発動するか否かについて株主の意思を確認すべきと判断する場合には、当社取締役会に対して、株主意思確認のための株主総会を招集することを勧告することができるものとします。

(ヘ) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重の上、対抗措置の発動に関する決議を行います。また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動に関する株主意思確認のための株主総会を招集することを勧告した場合、または、本プランに基づく対抗措置の発動に関して株主の皆様にご判断していただくべきと判断する場合には、株主総会招集の決議をし、当該株主総会の決議の結果に従って、対抗措置の発動に関する決議を行います。なお、対抗措置としては、原則として、新株予約権の無償割当を行うこととします。

- (3) 上記(2)の取り組みが、上記(1)の基本方針に沿い、株主共同の利益を損なうものでなく当社の役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

当社取締役会は、次の理由から上記(2)の取り組みが上記(1)の基本方針に沿い、当社の企

業価値・株主共同の利益を損なうものでなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

① 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性確保の原則）を全て充足しています。また、経済産業省の企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっております。さらに、東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」における買収防衛策に関する内容（【原則1－5.いわゆる買収防衛策】等）を踏まえた内容となっております。

② 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記(2)に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されたものです。

③ 株主意思を重視するものであること

当社は、本プランへの更新に関する株主の皆様のご意思を確認するため、2020年3月27日開催の当社第58回定時株主総会において、本プランへの更新に関する議案を付議し、ご承認をいただいております。

本プランの有効期間は、2020年3月27日開催の当社第58回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっておりますが、その有効期間の満了前であっても、

(イ) 当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、
または

(ロ) 当社の取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合

には、本プランはその時点で廃止されるものとされ、また、本プランについてその内容の変更を行う場合には株主総会の承認を得るものとされており、本プランの廃止および変更には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。更に、本プランに基づく対抗措置を発動するか否かについての株主の皆様意思を確認するための株主総会が開催されたときは、当社取締役会は当該株主総会の決議の結果に従って、対抗措置発動に関する決議を行うものとされており、この場合には本プランに基づく対抗措置の発動に関

しても、株主の皆様の直接の意思に依拠することとなります。

④ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的に行う取締役の諮問機関として独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、当社と特別の利害関係のない有識者から選任される委員3名により構成されます。

また、当社は必要に応じ独立委員会の判断の概要について、株主の皆様に情報開示を行うこととしています。

これらにより、当社の企業価値・株主共同の利益に資するような本プランの透明な運営が行われるとともに、当社取締役会による恣意的な本プランの運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されております。

⑤ 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、合理的に客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

⑥ デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社取締役の任期は1年であることから、本プランは、スローハンド型買収防衛策(取締役会を構成する取締役を一度に交代させることができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策)でもありません。

(注) 本事業報告に記載する金額、株式数等については、表示単位未満の端数がある場合、これを切り捨てております。ただし、比率の表示については四捨五入を行っております。

連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	21,878	流 動 負 債	10,254
現 金 及 び 預 金	6,260	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	2,810
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	4,625	短 期 借 入 金	2,480
商 品 及 び 製 品	9,189	1年内返済予定の長期借入金	1,967
仕 掛 品	659	未 払 費 用	1,905
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	639	未 払 法 人 税 等	144
そ の 他	544	未 払 消 費 税 等	245
貸 倒 引 当 金	△40	返 品 調 整 引 当 金	20
		賞 与 引 当 金	148
		ポ イ ン ト 引 当 金	43
固 定 資 産	24,843	資 産 除 去 債 務	48
有 形 固 定 資 産	3,820	そ の 他	439
建 物 及 び 構 築 物	2,451	固 定 負 債	12,226
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	19	長 期 借 入 金	8,071
工 具、器 具 及 び 備 品	811	繰 延 税 金 負 債	3,211
土 地	515	退 職 給 付 に 係 る 負 債	331
そ の 他	22	資 産 除 去 債 務	249
無 形 固 定 資 産	14,180	そ の 他	363
マーケティング関連資産	10,603	負 債 合 計	22,481
の れ ん	3,280	純 資 産 の 部	
そ の 他	295	株 主 資 本	23,721
投資その他の資産	6,842	資 本 金	6,380
投 資 有 価 証 券	1,901	資 本 剰 余 金	1,661
繰 延 税 金 資 産	1,685	利 益 剰 余 金	15,691
敷 金	2,351	自 己 株 式	△13
そ の 他	1,077	その他の包括利益累計額	419
貸 倒 引 当 金	△173	その他有価証券評価差額金	426
資 産 合 計	46,722	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△7
		非 支 配 株 主 持 分	99
		純 資 産 合 計	24,240
		負債及び純資産合計	46,722

連結損益計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		37,014
売上原価		18,412
売上総利益		18,601
販売費及び一般管理費		17,964
営業利益		636
営業外収益		
受取利息及び配当金	91	
為替差益	39	
その他	257	389
営業外費用		
支払利息	96	
固定資産除却損	9	
その他	71	177
経常利益		848
特別利益		
助成金収入	510	
投資有価証券売却益	352	
その他	19	882
特別損失		
臨時休業等による損失	674	
減損損失	192	
その他	102	969
税金等調整前当期純利益		760
法人税、住民税及び事業税	381	
法人税等調整額	△58	322
当期純利益		438
非支配株主に帰属する当期純利益		6
親会社株主に帰属する当期純利益		431

連結株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2020年1月1日期首残高	6,374	1,655	15,421	△12	23,438
暫定的な会計処理の確定による影響額			69		69
暫定的な会計処理の確定を反映した 2020年1月1日期首残高	6,374	1,655	15,490	△12	23,508
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	5	5			11
剰 余 金 の 配 当			△230		△230
親会社株主に帰属する当期純利益			431		431
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	5	5	201	△0	213
2020年12月31日期末残高	6,380	1,661	15,691	△13	23,721

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰上損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額		
2020年1月1日期首残高	1,023	2	△358	666	93	24,199
暫定的な会計処理の確定による影響額			△38	△38		30
暫定的な会計処理の確定を反映した 2020年1月1日期首残高	1,023	2	△396	628	93	24,230
連結会計年度中の変動額						
新株の発行						11
剰余金の配当						△230
親会社株主に帰属する当期純利益						431
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△596	△1	388	△208	6	△202
連結会計年度中の変動額合計	△596	△1	388	△208	6	10
2020年12月31日期末残高	426	0	△7	419	99	24,240

貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,597	流 動 負 債	3,561
現 金 及 び 預 金	1,784	短 期 借 入 金	2,230
短 期 貸 付 金	596	1年内返済予定の長期借入金	1,000
そ の 他	216	リ ー ス 債 務 金	2
固 定 資 産	22,983	未 払 金	68
有 形 固 定 資 産	384	未 払 費 用	125
建 物	323	未 払 消 費 税 等	93
工 具 器 具 備 品	52	預 り 金	18
リ ー ス 資 産	9	賞 与 引 当 金	16
無 形 固 定 資 産	57	そ の 他	5
投資その他の資産	22,541	固 定 負 債	7,240
投 資 有 価 証 券	1,421	長 期 借 入 金	7,100
関 係 会 社 株 式	16,439	退 職 給 付 引 当 金	31
長 期 貸 付 金	3,467	リ ー ス 債 務	7
敷 金	646	関係会社事業損失引当金	27
長 期 差 入 保 証 金	9	資 産 除 去 債 務	74
繰 延 税 金 資 産	152	負 債 合 計	10,802
そ の 他	627	純 資 産 の 部	
貸 倒 引 当 金	△223	株 主 資 本	14,668
資 産 合 計	25,580	資 本 金	6,380
		資 本 剰 余 金	1,671
		資 本 準 備 金	1,671
		そ の 他 資 本 剰 余 金	0
		利 益 剰 余 金	6,629
		利 益 準 備 金	8
		そ の 他 利 益 剰 余 金	6,620
		繰 越 利 益 剰 余 金	6,620
		自 己 株 式	△13
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	109
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	109
		純 資 産 合 計	14,778
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	25,580

損 益 計 算 書

(2020年 1 月 1 日から
2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
営 業 収 益			1,941
	営 業 費 用		1,610
営 業 利 益			330
営 業 外 収 益	受 取 利 息 及 び 配 当 金	100	
	受 取 賃 貸 料	385	
	為 替 差 益	51	
	そ の 他	8	545
営 業 外 費 用	支 払 利 息	79	
	賃 貸 収 入 原 価	385	
	そ の 他	33	497
経 常 利 益			378
特 別 利 益	投 資 有 価 証 券 売 却 益	352	
	助 成 金 収 入	38	
	そ の 他	11	402
特 別 損 失	減 損 損 失	71	
	臨 時 休 業 等 に よ る 損 失	56	
	関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	27	
	そ の 他	74	230
税 引 前 当 期 純 利 益			550
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税		35	
	法 人 税 等 調 整 額	38	73
当 期 純 利 益			476

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告 書

株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合計		
		資 本 金 準 備	その他資本剰余金	資 本 剰 余 金 合計	利 益 準 備	利 益 剰 余 金 繰 上 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合計			
2020年1月1日期首残高	6,374	1,665	0	1,665	8	6,374	6,382	△12	14,410	
事業年度中の変動額										
新株の発行	5	5		5					11	
剰余金の配当						△230	△230		△230	
当期純利益						476	476		476	
自己株式の取得								△0	△0	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)										
事業年度中の変動額合計	5	5	－	5	－	246	246	△0	257	
2020年12月31日期末残高	6,380	1,671	0	1,671	8	6,620	6,629	△13	14,668	

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 金 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2020年1月1日期首残高	711	711	15,122
事業年度中の変動額			
新株の発行			11
剰余金の配当			△230
当期純利益			476
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	△601	△601	△601
事業年度中の変動額合計	△601	△601	△343
2020年12月31日期末残高	109	109	14,778

独立監査人の監査報告書

2021年2月18日

株式会社ルックホールディングス
取締役会 御中

太 陽 有 限 責 任 監 査 法 人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 新 井 達 哉 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 高 橋 康 之 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ルックホールディングスの2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ルックホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年2月18日

株式会社ルックホールディングス
取締役会 御中

太 陽 有 限 責 任 監 査 法 人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 新 井 達 哉 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高 橋 康 之 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ルックホールディングスの2020年1月1日から2020年12月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月19日

株式会社ルックホールディングス 監査役会

常勤監査役 高山英二 ㊟

常勤監査役 佐藤正男 ㊟

社外監査役 山崎暢久 ㊟

社外監査役 服部滋多 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図

会 場

東京都目黒区下目黒1丁目8番1号
ホテル雅叙園東京 2階 華うたげの間



交通の
ご案内

J R山手線目黒駅西口および
東急目黒線・地下鉄南北線・都営三田線目黒駅より徒歩5分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。